

子母発第0617第2号
令和4年6月17日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

NIPT等の出生前検査に関する情報提供及び認証制度について

平素より、母子保健行政等に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

NIPT（Non Invasive Prenatal Testing、非侵襲性出生前遺伝学的検査）等の出生前検査につきましては、令和3年5月に厚生科学審議会科学技術部会に設置された「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）の報告書がとりまとめられ、「出生前検査に対する見解・支援体制について」（令和3年6月9日付け子母発0609第1号・障障発0609第1号、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）において、妊娠・出産に関する包括的な支援の一環としての情報提供等を依頼したところ。

この度、専門委員会の報告書を踏まえて設置された日本医学会「出生前検査認証制度等運営委員会」（以下「運営委員会」という。）において、当該委員会が策定した「NIPT等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針」に基づき、NIPTを実施する医療機関及び検査分析機関が認証され、令和4年7月1日より運用が開始される。

NIPTの実施に関しては、妊婦の不安や悩みに寄り添う遺伝カウンセリングが適切に行われる必要があり、各自治体におかれては、地域の認証医療機関を把握の上、NIPTの受検を考慮する妊婦等に対し、妊娠・出産に関する包括的な支援の一環で、適切な情報提供を行うよう依頼する。運営委員会のウェブサイトにも、認証医療機関や自治体で活用できる妊婦向けのチラシ等が掲載されるので参照されたい。

なお、関係団体の長宛てに、別添のとおりNIPT等の出生前検査の適切な運用

について依頼している旨申し添える。また、「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」の指針等について（周知依頼）」（平成 25 年 3 月 13 付け雇児母発 0313 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）については、今後、連携施設の認証により認証制度が完全運用され、（公社）日本産科婦人科学会の「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査の指針」の廃止（本年中を予定）をもって廃止することとする。

- 運営委員会ウェブサイト

<https://jams-prenatal.jp/>

- NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針

https://jams.med.or.jp/news/061_2_2.pdf